

丸亀市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき団体が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成29年6月12日

丸亀市監査委員 三谷英昭
同 福部正人

- 1 措置を講じた部局
社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会
明倫の里城北
飯山北地区コミュニティ推進協議会
- 2 監査実施日及び監査の種類
平成28年8月18日から9月16日まで
財政援助団体監査（公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む）
- 3 監査の結果に関する報告の提出日
平成29年3月23日
- 4 措置通知年月日
平成29年6月2日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容
別紙のとおり

平成28年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

1. 社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会

(1)改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>法人運営事業拠点区分等の資金収支計算書の支出で、予算を上回る決算処理がなされている。経理規程第17条では「総括会計責任者の承認を得て、拠点区分内における勘定科目相互間において予算を流用することができる。」とあるが、流用票が作成されておらず、担当者の判断で行っている。流用する場合は総括会計責任者の承認を得るとともに、逐次予算管理を行うこと。</p>	<p>予算を上回る決算処理がなされていることについては、これまでは、年度途中で大幅な経費増加が明らかな場合などは、補正予算を編成していますが、法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」「社会福祉法人会計基準の適用上の取り扱いについて（Q&A）」等を参考に予算を上回る決算処理を行っていました。</p> <p>今後は、拠点区分における勘定科目相互間の予算流用や補正予算の編成など、予算を上回る決算処理が生じないように改めます。</p> <p>流用票が作成されていないことについては、経理規程第17条に基づき統括会計責任者の承認を得て、予算を流用するよう改めます。</p>
指定管理委託料に関する事項	<p>指定管理委託業務における第三者委託の契約で入札等を行っているが、設計書が作成されておらず、設計金額の根拠がない。経理規程第68条により設計書を作成し、予定価格を定めること。</p> <p>保健福祉センターの管理運営に関する協定書第14条は、「次年度の事業計画は毎年1月末日までに委託者に提出し、その承認を得なければならない。」とあるが、平成28年度の事業計画は平成28年4月1日提出されている。また、同協定書第17条は、「毎年度終了後60日以内に事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。」とあるが、提出されたのは平成28年6月8日である。協定書に沿った資料の提出を行うこと。</p>	<p>指定管理委託業務における第三者委託の契約で入札の際は、経理規程第68条に基づき前年度の契約金額、物価の変動等を参考に、人件費など委託業務に必要と思われる費用を積算し設計金額等の設計書を作成したうえで、設計金額を基に予定価格を定めます。</p> <p>次年度の事業計画は、3月末開催の理事会・評議会に諮り承認を得るため、期日までの提出が困難なことから、委託者の承諾を得て提出期日までに仮の計画書等を提出し、承認後に速やかに提出します。また、事業報告についても同様に、年度当初の理事会・評議会での承認後に速やかに提出します。</p> <p>なお、次年度の事業計画の提出期日は、平成29年度より2月末日に変更になりました。</p>

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>経理について、税理士と顧問契約を結び、毎月と決算の際に指導料を払っている。会計システム導入から数年が経過しているため、今後の契約内容については見直しをしていただきたい。</p>	<p>本会の顧問税理士は、社会福祉法人に特化した専門の税理士として知識や指導力が高く、正確な決算書や申告書作成、節税対策だけでなく、日常業務の会計処理の相談に対し迅速で的確な助言があり顧問契約の効果は大きいことから、今後も引続き顧問契約を行う予定です。</p> <p>平成 26 年度に会計システム導入後、3 年が経過し、職員の会計処理能力も向上していることから、毎月実施していた巡回訪問指導を、平成 28 年度からは、必要な状況が生じたときにのみに巡回指導を依頼するなどの対応を行っているところですが、今後も、ご意見を踏まえ契約内容のさらなる見直しを行います。</p>
	<p>社会福祉協議会は一般的な社会福祉法人とは違い、老人施設等を運営していないので、それほど収益もあがらない。積立資金を取り崩している厳しい経営状態の中で安定した経営が持続できるように、地域の社会福祉の核として住民ニーズに合った事業が行えるよう活発な意見を出していかなければいけない。</p>	<p>社会福祉協議会の事業活動は、コミュニティや自治会、関係団体や行政はじめ住民一人ひとりのご支援やご協力によってはじめて成り立っています。また、その事業活動を行うための資金は、補助金や委託金、本会会員の会費や寄付金、共同募金など 1 円たりとも無駄に出来ない大切な資金から成り立っていますが、現在は、事業活動が増えたことから積立資金の取り崩しをせざるを得ない状況にあります。</p> <p>今後は、これまで以上に、地域福祉の核として住民座談会等でご意見をお聞きしながら、住民ニーズに応じた事業活動に積極的に取り組むとともに、本会内部の職員による課題別プロジェクト会議等において、新規事業や資金計画の立案、スクラップ事業や他機関への移譲可能な事業などについて検討や再点検を行い、安定経営に努めます。</p>

2. 明倫の里 城北

(1)改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指定管理委託料に関する事項	<p>人件費や電気・電話代について支払伝票を起こしておらず、通帳でしか額を確認することができない。収支については、会計に関する記録として全て残しておくこと。</p>	<p>今後は、支払伝票を発行し、保管いたします。</p>
	<p>領収書については支払伝票とともに整理されているが、請求書については月毎に1箇所にとまとめているだけである。お金の流れが分かるように、請求書と領収書はセットで整理・保管すること。</p>	<p>請求書を1か所にまとめず、請求書と領収書、支払伝票をセットで保管いたします。</p>
	<p>事務職員に対し、期末手当を年1回12月に支給しているが、明確な基準日が決められていない。就業規則の中で定めておくこと。</p>	<p>基準日を12月1日として、就業規則、雇用通知書に明記いたします。</p>
	<p>就業規則には通勤費実費とあるが、雇用通知書にはその旨の記載がない。また、就業規則に賃金の構成は基本給と通勤費とあるが、月額報酬の事務職員の雇用通知書には期末手当ありとの記載がある。就業規則の見直しを行い、規則に沿った雇用通知書を作成すること。</p>	<p>雇用通知書に通勤費実費と明記いたします。 就業規則の見直しを行います。</p>
	<p>コミュニティセンターは特定防火対象物となっているため、年2回以上消火訓練及び避難訓練を実施すること。〈消防法施行規則第3条第10項〉 また、消火訓練及び避難訓練を実施する際にはあらかじめ消防機関に届け出ること。〈消防法施行規則第3条第11項〉</p>	<p>今までも実施していましたが、消防署に提出できていないものがありました。今後は、提出いたします。</p>

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指定管理委託料に関する事項	コミュニティセンターは基本的に収益を上げるための施設ではないことから、指定管理にした場合、委託を受けた事業者にとっては経費を削減しても収益を上げて、その努力が報われないといったところがある。運営を継続していくうえで、将来的にどのような方向性をとるか、担当課と協議していかなければならない。	今後、経費削減の努力が報われるよう、担当課と協議していく。

3. 飯山北地区コミュニティ推進協議会

(1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指定管理委託料に関する事項	業務委託契約に際して、見積書に決裁者の決定印を押印するといった意思決定の手続きができていない。見積の決定、施行の決裁が基本になるが、見積書が添付されていない契約も見受けられた。市に準じた処理をすること。	平成 29 年度からご指摘のとおり事務処理いたします。
	部屋使用料などをまとめて同日に入金しているのが見受けられるが、紛失などのリスクも考えられるので、長期に保管することなく、早めの処理をすること。	部屋使用料などについては、ご指摘のとおり、7 日以内に預け入れるよう事務処理いたします。
	コミュニティセンターは特定防火対象物となっているため、年 2 回以上消火訓練及び避難訓練を実施すること。(消防法施行規則第 3 条第 10 項) また、消火訓練及び避難訓練を実施する際にはあらかじめ消防機関に届け出ること。(消防法施行規則第 3 条第 11 項)	これまで消火訓練・避難訓練は実施してきましたが、消防署など関係機関への報告ができていない年度もありましたので、今後はご指摘のとおり事務処理いたします。

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指定管理委託料に関する事項	コミュニティセンターは基本的に収益を上げるための施設ではないことから、指定管理にした場合、委託を受けた事業者にとっては経費を削減しても収益を上げて、その努力が報われないといったところがある。運営を継続していくうえで、将来的にどういった方向性をとるか、担当課と協議していかなければならない。	収益率の向上を第一に運営はしないが、利用者の利便性、快適環境整備を図るためには、消耗品の充実や小修繕などは欠かせないので、今後市民活動推進課とも協議しながら運営していく。
補助金、指定管理委託料に関する事項	立替払が多く見受けられるが、個人が立替えることなく資金前渡や小口現金等で処理していただきたい。なお、緊急の場合などで立替払をする時は、誰が請求し、誰が受け取り、どこに払ったかなど、お金の流れが分かるようにすることも重要である。	今後も小口現金払い（50,000円所長管理）で対応していく。緊急の場合には立替金受領者、支払先業者の領収など立替金の流れが後に残るよう事務処理していく。